

返戻金制度

1. 払戻し

- 1.1 本件候補者の雇用又は起用が当該本件候補者の本件入社日から8週間以内に終了した場合、

SThree 株式会社は以下のスケジュールに従って報酬の払戻しを行う。

終了日	乙に払い戻す報酬の割合 (%)
本件入社日から1週間以内	87.50
本件入社日から1週間超2週間以内	75.00
本件入社日から2週間超3週間以内	62.50
本件入社日から3週間超4週間以内	50.00
本件入社日から4週間超5週間以内	37.50
本件入社日から5週間超6週間以内	25.00
本件入社日から6週間超7週間以内	12.50
本件入社日から7週間超8週間以内	0.00

- 1.2 次のいずれかの場合には、甲は払戻しを行わないものとする。

- 乙が、かかる雇用又は起用の終了後14日以内に書面にて当該終了を甲に通知しなかった場合
- 乙が、第7.1項の定めに従って支払を行わなかった場合
- 当該本件候補者が人員余剰により解雇又は解任された場合
- 当該終了事由が、当該本件候補者の能力又は人間としての品位とは無関係である場合